

議会運営委員会

日 時 平成 2 7 年 6 月 1 8 日 (木) 午後 時 分 ~
場 所 第 3 委員会室

1 6月22日本会議の議事について

(1) 議事日程

第1 一般質問

諸報告

第2 報告第1号及び第1号議案から第7号議案まで（質疑、付託）

第3 請願審査について（付託）

第 4 議第 1 号議案（表決）

(2) 諸報告：法人經營狀況說明書類 7 件提出

(3) 質 疑：日程第2 質疑順序

(4) 請 願： 1 件、別紙請願文書表のとおり

(5) 付託先：別紙付託表、請願文書表のとおり

付託表、請願文書表を22日議場へ持参

(6) 議第 1 号議案：会議規則の改正 ……【別紙 № 1】

発議者の決定

2 陳情・要望について

(1) 1 3 回目の地球社会建設決議に関する陳情書 (議長供覧)

(2) 地域経済の再生めざし、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援強化
を国に求めるための陳情書 産業建設

(3) 非核・平和施策に関する要望書 総務文教 ……【別紙№2】

【裏面に続く】

3 子ども議会（8月21日開催）に関する日程について（予定）

7月10日（金）13:30～全員協議会（答弁者割当、答弁書作成開始）

22日（水）答弁書締切（事務局へ提出）

28日（火）答弁書配付（各議員へ配付）

8月18日（火）13:30～全員協議会（答弁調整・議員リハーサル）

19日（水）子ども議会リハーサル

4 その他

（1）議会だよりの議運視察原稿

（2）わがまちトークの開催（NPOとの意見交換会）

8月8日（土）15:00～＜市民ホール＞

（3）当面の会議予定

6月19日（金）一般質問終了後 広報広聴会議

22日（月）13:00～ 環境厚生常任委員会

23日（火）10:00～ 産業建設常任委員会

〃 13:00～ 総務文教常任委員会

24日（水）10:00～ 環境厚生常任委員会

14:00～ 幹事会・議運

25日（木）10:00～ 各常任委員会（終了後 議運・幹事会）

閉会后 広報広聴会議

平成 2 7 年 6 月 定 例 会 議 案 付 託 表

付託委員会	議案番号	件 名
総務文教常任	報 1	専決処分の承認を求めることについて 亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について
	1	平成 2 7 年度 亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ）
	2	亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について
	3	亀岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
	7	財産の取得についての議決の一部変更について
環境厚生常任	1	平成 2 7 年度 亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ）
	4	亀岡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
	5	亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
産業建設常任	6	亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

請 願 文 書 表

(27年6月定例会)

受理 番号	受理月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
3	6月8日	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書の提出に関する請願	亀岡市北古世町2-15-1 ニチコン亀岡労働組合内 連合京都亀岡地区協議会 代表 俣野 健二	平本 英久	(請願の趣旨) 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書を、国会及び関係行政庁に提出くださるよう請願申し上げます。 (請願の理由) 政府は、成長戦略である「日本再興戦略(2013年6月14日閣議決定)」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求め、昨年10月31日に国内・国外株式比率を各25%に倍増することを認可・公表し、ハイリスク・ハイリターン of 危険な運用をしようとしています。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものと考えます。 さらに、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま一方的に見直しの方向性を示すことは、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があります。また、リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合の仕組みが作られていない中では、被保険者・受給者が被害を被ることになりかねません。 こうした現状に鑑み、貴議会において、地方自治法第99条の規定による意見書を、関係機関に提出されますよう請願いたします。 地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。	環境厚生 常任委員会

議第1号議案

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「2人」を「1人」に改める。

第17条中「賛成者とともに」を「発議者が」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

亀岡市議会会議規則(昭和53年亀岡市議会規則第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（議案の提出） 第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては<u>2人以上</u>の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 2 （略） （修正の動議） 第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。	（議案の提出） 第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては<u>1人以上</u>の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 2 （略） （修正の動議） 第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

亀岡市議会議長 様

非核・平和施策に関する要望書

地域住民の平和と安全、地域社会の健全な発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。また毎年の原水爆禁止国民平和大行進に対するご支援、ご協力に心からお礼申し上げます。

広島・長崎の被爆から70年という節目の年を迎えました。2015年核不拡散条約(NPT)再検討会議の議論でも明らかなように、核兵器の非人道性から禁止・廃絶を求める動きとも相まって、いまや核兵器禁止条約の交渉を開始せよとの声は、世界の大勢となってひろがっています。

私たちは、貴自治体と議会にたいして、憲法で認められた地方自治の原則に基づき、住民の命と安全を守る被爆国の地方自治体として、非核・平和施策の推進のために次の事項について要望いたします。

【 記 】

1. 被爆70年を迎え、核兵器の非人道性から禁止・廃絶を訴える国際的な動きが急速に広がっている今、「核兵器のない世界」にむけて被爆の実相をひろげることが重要になっていきます。原爆(写真)展の開催など住民参加の創意ある取り組みを強めてください。とりわけ以下の点についてご協力ください。
 - (1) 地域がおこなう原爆(写真)展に後援・協賛してください。
 - (2) 日本被団協が製作した「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」パネルを購入していただき積極的に活用してください。
 - (3) 公民館など公共施設を無償で提供してください。
 - (4) 教育委員会を通じて、小・中・高の生徒に案内してください。
 - (5) 広報、有線放送等を通じて、住民に原爆(写真)展開催を知らせてください。
2. 広島・長崎に原爆が投下された8月6日と9日、終戦の15日には、住民のみなさんにも呼びかけて、「犠牲者への黙祷」など積極的な非核・平和の取り組みをおこなってください。また、貴自治体の非核・平和宣言を住民に周知徹底するとともに、宣言に基づく非核・平和施策を具体化、充実してください。
3. 被爆国として核兵器廃絶の先頭に立つよう日本政府に対して、「核兵器全面禁止の決断と行動を求める」決議・意見書(別紙・例文)を提出してください。
4. 京都府に対して、脱原発・非核京都府宣言の実現と、非核三原則の地方における具体化である非核「神戸方式」を舞鶴港に適用し、核持ち込みを許さない非核舞鶴港の実現を強くはたらきかけてください。

5. 子どもたちに平和の尊さを教え、被爆の実相を伝えることは重要な平和施策です。公立図書館や学校などで平和教材を充実するとともに、被爆者の体験を聞く機会を設けるなど、教育分野での取り組みを積極的にすすめてください。
6. 原爆症認定訴訟の相次ぐ勝利は、国を動かし一定の改善を勝ち取りました。しかし、司法の判断、被爆者の要求とは依然として大きな隔たりがあります。原爆症認定問題の早期解決を国にはたらきかけてください。また、高齢化がすすむ被爆者への独自の援護施策を実施・充実してください。
7. 被爆国日本の自治体が世界の自治体と連携して核兵器廃絶を国際社会に訴え、国際政治を動かすことは、今日の核兵器をめぐる状況からも重要です。姉妹都市などに被爆組写真を送る取り組みなど、加盟している「平和首長会議」と連携した核兵器廃絶にむけた国際的な行動に積極的に取り組んでください。
8. 前文や第9条で、戦争を放棄し国際紛争の平和的解決を明確にした日本国憲法を地域の平和に生かす努力、施策をすすめてください。安倍政権がすすめる「戦争する国づくり」のための「戦争法案」に反対してください。
9. 若狭湾には世界有数の原発集中地帯があり、京都はその80km圏にほぼ全域が入ります。政府・電力会社に対し、大飯原発をはじめすべての原発の再稼働に反対し、すべての原発の廃棄・廃炉を求めてください。原発事故の危険から住民の安全を確保するために全住民を対象とした避難計画を作成するなどの安全・防災対策を強化してください。独自の自然再生エネルギー政策を確立し、取り組んでください。
10. 日米両政府は京丹後市の経ヶ岬に米軍専用レーダー（Xバンドレーダー）基地を設置し、運用を開始しましたが、騒音問題や米軍関係者による事故など地域や住民のなかに不安が広がっています。日本の防衛とは無関係で、地域と住民の安心・安全を脅かす米軍のXバンドレーダー基地の撤去を日米両政府に求めてください。

2015年5月28日

原水爆禁止国民平和行進

京都実行委員会代表 吉岡 徹



2015 年原水爆禁止国民平和行進京都実行委員会

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都内

原水爆禁止京都協議会気付 Tel:075-811-3203 FAX:075-811-3213

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書

今年は広島、長崎の被爆から70年という節目の年であり、5月22日に閉幕した第9回核不拡散条約（NPT）再検討会議では、核兵器問題の国際的な議論が行われた。日本政府は「唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現」のために役割を果たすと繰り返し述べてきた。「生きているうちに核兵器の廃絶を」との被爆者の声、核兵器廃絶を求める国民の願いに応えるために、その誓約にふさわしい行動をとることが強く求められている。

日本政府は2010年のNPT再検討会議の最終文書に合意している。NPTの加盟国として、この合意の具体化と実践に責任がある。最終文書は、「核兵器のない世界の平和と安全」を実現することに合意し、そのために「必要な枠組みを創設する特別な努力をおこなう」ことを確認し、核兵器禁止条約の交渉開始を含む国連事務総長の五項目提案に留意した。今回のNPT再検討会議の最大の焦点は、核兵器禁止条約の交渉開始にある。

昨年（2009年）の第69回国連総会では、核兵器を禁止する包括的条約の早期締結の交渉の緊急開始を求める決議（69/58）に139カ国が賛成し採択された。核兵器の非人道性を告発し、廃絶を求める共同声明や国際会議が、圧倒的多数の国々の支持と共感を集め、広がり続けている。

いまや世界の大勢は明瞭である。しかし、一部の核保有国は、「核抑止力」論に固執し、「ステップ・バイ・ステップ」（＝段階的な前進）を主張して、核兵器禁止を正面から議論することに反対し続けている。

いま日本政府に求められているのは、この現状を打開するための決断と行動にある。第9回NPT再検討会議において、「いかなる状況下でも核兵器が決して二度と使われないようにすることが人類の生存のためになる」とした159カ国の共同声明に日本政府も名を連ねた。「共同声明」が、核兵器が使用されないことを保証する唯一の道は「その全面廃絶である」と訴えていることの意味は非常に大きい。自ら賛同した共同声明の内容を実現するために尽力するのは被爆国として当然の責務である。

日本政府に次のことを要望する。

- 一、被爆70年を核兵器全面禁止・廃絶の転機とするために、唯一の被爆国政府として全力をつくすこと。とりわけ、核兵器禁止条約の交渉開始についての国際的合意形成をめざし、イニシアチブを発揮すること。
- 一、米国の核兵器による「拡大抑止」、いわゆる「核の傘」に依存した安全保障政策から脱却すること。核兵器全面禁止条約の交渉開始を求める非同盟諸国やマレーシア決議に、ASEAN全加盟国をはじめ、中国、北朝鮮、インド、パキスタンが賛成していることをふまえ、アジアにおいて核兵器全面禁止の新たな対話と協力を開くイニシアチブを発揮すること。

以上、意見書を提出する。

2015年 月 日

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣 殿

〇〇〇市町村長
(〇〇〇市町村議会)